

【別紙1】

ヘルパーステーションきりん荘料金表

●対象者：要介護1～要介護5の方

★基本部分

サービスの内容 1回あたりの所要時間		基本利用料 ※(注1)参照	利用者負担金(自己負担1割の場合) (=基本利用料の1割) ※(注2)参照
身体介護 中心型	20分未満	1,670円	167円
	20分以上30分未満	2,500円	250円
	30分以上1時間未満	3,960円	396円
	1時間以上1時間30分未満	5,790円	579円
	1時間30分以上	30分増すごとに840円を加算	30分増すごとに84円を加算
引き続き「生活援助中心型」を算定する場合		25分増すごとに670円を加算 (身体介護の所要時間が20分以上の場合に限る。)	25分増すごとに67円を加算
生活援助 中心型	20分以上45分未満	1,830円	183円
	45分以上	2,250円	225円
通院等のための乗車又は降車の介助		990円	99円

(注1) 「身体介護中心型」及び「生活援助中心型」において、利用者の同意を得て、同時に2人の訪問介護員等がサービス提供した場合は、上記基本利用料の2倍の額となります。

上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注2) 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

★加算

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額	
		基本利用料	利用者負担金 (基本利用料の1割)
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合 (1月につき)	2,000円	200円
生活機能向上連携 加算 I	サービス提供責任者が訪問リハビリテーション事業所の理学療法士等と同行し、共同して利用者の心身の状況等を評価した上、生活機能向上を目的とした訪問介護計画を作成し、サービス提供した場合(1月につき)	1,000円	100円
緊急時訪問介護加算	利用者や家族等からの要請を受け、緊急にサービスを提供した場合(1回につき)	1,000円	100円
夜間・早朝、深夜 加算	夜間(18時～22時)又は早朝(6時～8時)にサービス提供する場合	上記基本部分の25%	
	深夜(22時～翌朝6時)にサービス提供する場合	上記基本部分の50%	
特定事業所加算 I	当該加算の体制要件、人材要件及び重度要介護者等対応要件を満たす場合	上記基本部分の20%	
特定事業所加算 II	当該加算の体制要件及び人材要件を満たす場合	上記基本部分の10%	

特定事業所加算Ⅲ	当該加算の体制要件及び重度要介護者等対応要件を満たす場合	上記基本部分の10%
特定事業所加算Ⅳ	当該加算の体制要件及び重度要介護者等対応要件を満たす場合	上記基本部分の3%
特定事業所加算Ⅴ	当該加算の体制要件及び人材要件を満たす場合	上記基本部分の3%
介護職員処遇改善加算Ⅰ※	当該加算の算定要件を満たす場合	1月の利用料金の13.7% (基本料金+各種加算減算)
介護職員処遇改善加算Ⅱ※		1月の利用料金の10.0% (基本料金+各種加算減算)
介護職員処遇改善加算Ⅲ※		1月の利用料金の5.5% (基本料金+各種加算減算)
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ※	当該加算の算定要件を満たす場合	1月の利用料金の6.3% (基本料金+各種加算減算)
介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ※		1月の利用料金の4.2% (基本料金+各種加算減算)
介護職員等ベースアップ等支援加算※	当該加算の算定要件を満たす場合	1月の利用料金の2.4% (基本料金+各種加算減算)
特別地域訪問介護加算※	当事業所が特別地域に所在する場合	上記基本部分の15%
小規模事業所加算※	当事業所が特別地域に所在せず、1月あたりの延べ訪問回数が200回以下の小規模事業所である場合	上記基本部分の10%
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算※	中山間地域(=新潟県の場合は全域)において、 <u>通常の事業の実施地域以外</u> に居住する利用者へサービス提供した場合	上記基本部分の5%

(注) ※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

★減算

以下の要件を満たす場合、下記の額を算定します。

減算の種類	減算の要件	減算額
事業所と同一建物に居住する利用者等へのサービス提供の減算	以下の利用者にサービスを行う場合 ・当事業所と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物に居住する利用者又は同一の建物に居住する利用者で、1月当たりの利用者が20人以上居住する建物の利用者	上記基本部分の90%
	以下の利用者にサービスを行う場合 ・当事業所と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物に居住する利用者又は同一の建物に居住する利用者で、1月当たりの利用者が50人以上居住する建物の利用者	上記基本部分の85%

●対象者：要支援1、要支援2の方

★基本部分

サービスの内容 ※身体介護及び生活援助のみ (1月あたり)		基本利用料 ※(注1)参照	利用者負担金 (基本利用料の1割) ※(注2)参照
訪問型独自サービス 11	1週間に1回程度の訪問型サービスが必要とされた場合 (要支援1・2の利用者)	11,760円	1,176円
訪問型独自サービス 12	1週間に2回程度の訪問型サービスが必要とされた場合 (要支援1・2の利用者)	23,490円	2,349円
訪問型独自サービス 13	1週間に3回程度以上の訪問型サービスが必要とされた場合 (要支援2の利用者のみ対象)	37,270円	3,727円

(注1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注2) 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご留意ください。

★加算

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額	
		基本利用料	利用者負担金 (基本利用料の1割)
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合 (1月につき)	2,000円	200円
生活機能向上連携加算Ⅰ	サービス提供責任者が介護予防訪問リハビリテーション事業所の理学療法士等に同行し、共同して利用者の心身の状況等を評価した上、生活機能向上を目的とした介護予防訪問介護計画を作成し、サービス提供した場合 (1月につき)	1,000円	100円
介護職員等処遇改善 加算Ⅰ※	当該加算の算定要件を満たす場合	1月の利用料金の24.5% (基本料金+各種加算減算)	
介護職員等処遇改善 加算Ⅱ※		1月の利用料金の22.4% (基本料金+各種加算減算)	
介護職員等処遇改善 加算Ⅲ※		1月の利用料金の18.2% (基本料金+各種加算減算)	
介護職員等処遇改善 加算Ⅳ※		1月の利用料金の14.5% (基本料金+各種加算減算)	
特別地域加算※	当事業所が特別地域に所在する場合	上記基本部分の15%	
小規模事業所加算※	当事業所が特別地域に所在せず、1月あたりの実利用者数が5人以下の小規模事業所である場合	上記基本部分の10%	
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算※	中山間地域(=新潟県の場合は全域)において、通常の事業の実施地域以外に居住する利用者へサービス提供した場合	上記基本部分の5%	

(注) ※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

★減算

以下の要件を満たす場合、下記の額を算定します。

減算の種類	減算の要件	減算額
事業所と同一建物に居住する利用者等へのサービス提供の減算	以下の利用者にサービスを行う場合 ・当事業所と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物に居住する利用者又は同一の建物に居住する利用者で、1月当たりの利用者が20人以上居住する建物の利用者	上記基本部分の90%
	以下の利用者にサービスを行う場合 ・当事業所と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物に居住する利用者又は同一の建物に居住する利用者で、1月当たりの利用者が5人以上居住する建物の利用者	上記基本部分の85%

●共通

★キャンセル料

利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の10% (自己負担相当額)

(注) 利用予定日の前々日までのキャンセルの場合は、キャンセル料不要です。